

仕様書

この仕様書は、発注者である札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、建築物の光熱費の見える化ツール作成業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

1 業務名

建築物の光熱費の見える化ツール作成業務

2 業務の目的

札幌市では、札幌市温暖化対策推進計画において、市内の温室効果ガス排出量を 2030 年に 1990 年比で 25%削減という中期目標を掲げ、排出量の約 7 割を占める住宅・建築物における高断熱・高气密化や省エネ・再エネ機器の導入を組み合わせたゼロ・エネルギー化を進めている。

国では、パリ協定を踏まえた省エネ対策の推進のため、建築物省エネ法を改正し、「中規模以上のオフィスビル等への省エネ適合義務制度の拡大」や小規模な建築物を新築する際に「建築士から建築主への省エネ性能の説明義務制度」を創設し、令和 3 年 4 月に施行する予定としている。

しかし、市内建築士事務所への調査では、建築物のゼロ・エネルギー化を進める上の技術的課題に「建材や設備等を含めた建物全体での費用対効果を上手く示せない」や普及支援策に「費用対効果試算ツール」を要望する意見が多く、高い省エネ性能による光熱費削減効果を建築主へ説明するためのツールが必要だと考えられる。

よって、本業務では、「建築物の光熱費の見える化ツール」の作成を行い、建築士が市民や事業者へ省エネ性能を分かりやすく伝えることで、市内の建築物のゼロ・エネルギー化の普及啓発に繋げることとする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 2 年 10 月 30 日(金)まで

4 業務の内容

受託者は、本市が行う建築物の光熱費の見える化ツール作成のため、下記の業務を行うこと。

(1) 建築物の光熱費の見える化ツール作成

国立研究開発法人建築研究所（以下、「建築研究所」とする。）が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）（以下、「標準入力法」とする。）」及び「モデル建物法入力支援ツール（以下、「モデル建物法」とする。）」の算定結果を用い、建築物の光熱費を推定する「見える化ツール」を作成する。

5 建築物の光熱費の見える化ツールの作成方法

(1) 標準入力法による推定光熱費の算定方法

受託者は、標準入力法の算定結果にある二次エネルギー消費量計算結果の電力、都市ガス、重油、灯油、LPGの数値に、各燃料単価を乗じ、建築物の推定光熱費を算定するツール（Microsoft Excel 形式）を作成する。

(2) モデル建物法による推定光熱費の算定方法

受託者は、モデル建物法の算定結果から標準入力法の計算を回し、上記(1)で作成するツールにより推定光熱費を算定する方法を整理し、マニュアルとして作成する。

なお、建築研究所のモデル建物法入力支援ツール 解説 Ver. 2.9（2020年4月）「参考 D. エネルギー消費量計算プログラム（非住宅版）の入力シートのダウンロード」において、モデル建物法の入力内容をそのまま標準入力法の入力シートへ変換する方法が記載されているため、この方法を参考とすること。

6 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

(1) 着手時

受託者は業務契約締結後、速やかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

(2) 完了時

ア 業務完了届

業務完了後直ちに1部提出

イ 報告書

1部提出

ウ 見える化ツールの電子データ

委託者が認める形式(Word、Excel、Power Point、PDF)による電子データを保存した記憶媒体(CD-R等)1枚提出すること。なお、上記形式の電子データによらない場合は、委託者及び受託者と協議のうえ決定する。

7 成果物の納入場所

住所：札幌市中央区北1条西2丁目

名称：札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

8 その他

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり、仕様書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るよう努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者の双方が協議し、処理すること。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の双方が協議し、処理すること。
- (7) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (8) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。
- (10) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報等を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された

後においても、同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。

- (11) 本業務で作成・使用したテキスト、スライド及び配布資料など（以下、「テキスト等」という。）の著作人格権及び著作権は、下記のとおりとする。

本業務の遂行を目的に新たに作成した著作物	受託者は著作者人格権を行使しない 著作権は委託者に移転する
受託者が本業務以外の目的で作成した著作物	著作人格権及び著作権は当該著作物の定めによる
本市の著作物	
上記以外の著作物	

9 問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 野村、亀田谷

電話:011-211-2872 Fax:011-218-5108 電子メール:kan.energy@city.sapporo.jp